

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、水環境の保全に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水環境保全総合計画の策定、水質の監視及び水道水源保全地区の指定等について必要な事項を定めることにより、水環境の保全対策の総合的な推進を図り、もって県民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（基本原則）

第2条 水環境の保全は、水に限られた貴重な資源であり県民の諸活動にとって欠くことのできないものであるとともに、森林その他の流域の環境によってかん養され浄化されるものであることにかんがみ、県民の諸活動並びに治水及び利水との調和を図り、将来にわたって良好な水質を保全し豊かで快適な流域の環境を創造することを基本として行うものとする。

第2章 水環境保全総合計画

（水環境保全総合計画）

第7条 知事は、水環境の保全を図るための総合的な計画（以下「水環境保全総合計画」という。）を定めなければならない。

2 水環境保全総合計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 水環境の保全のための方針

(2) 水環境の保全のための施策

3 知事は、水環境保全総合計画を定めようとするときは、あらかじめ、河川法（昭和39年法律第167号）第7条に規定する河川管理者その他の関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水環境保全総合計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

一部改正〔平成11年条例45号〕